

工事現場における説明性の向上について

事 務 連 絡

平成 18 年 3 月 22 日

大臣官房技術調査課

工事監視官

工事現場における説明性の向上について

発注者は、事業の実施にあたって、事業の必要性等に関する説明責任を有するとともに、請負者は、工事のイメージアップを図ることとしている。

これまで請負者が行う工事看板等の設置や広報誌の作成については、必要な費用としてイメージアップ経費を計上し、周辺住民等に事業内容や工事内容を周知し、円滑な工事の施工の一助としてきたところである。

しかし、一般市民等が工事現場の作業員に対し事業内容や工事内容について質問等行った場合、作業員が事業内容等に対する十分な知識を有していないため不適切な対応を行う恐れがあり、その結果、事業に対する誤解等に繋がること懸念される。

つきましては、工事現場作業員に対し、近隣住民等への不用意な対応を実施しないよう下記のとおり実施することとしたので遺漏なきよう取り図られたい。

記

1. 対象工事

原則全ての工事を対象とする（維持工事等を除く）。

2. 実施内容

①工事説明書等の備え付け

請負者は、別途様式を参考に、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書等を作成し、工事現場の入り口等へ備え付ける。もしくは、工事現場作業員に携帯させること（同様な内容について記載があれば請負者が作成しているパンフレット等でも可）。

なお、請負業者が工事説明書を作成するにあたって事業目的や効果に係る資料については、必要に応じて発注者が提供するものとする。

②請負者における工事現場作業員の教育

請負者は、近隣住民と最も接する機会が多い現場従事者に対し、工事内容及び事業目的・効果等について周知・徹底するものとする。

3. 特記仕様書への記載等

実施にあたっては、下記の特記仕様書に記載する。もしくは、監督職員からの指示により対応することとする。

なお、上記①、②については、請負者において特段の費用が発生しないことから、特別に費用は計上しないものとする。

【特記仕様書記載例】

第〇条 工事現場における説明性の向上

請負者は、事業名、事業内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障の範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、請負者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

〇〇〇〇工事説明書

工事名	〇〇〇〇工事		
発注者名	国土交通省 〇〇地方整備局 〇〇事務所長		
請負者名	株式会社 △△建設		
工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成△年△月△日		
事業名	〇〇整備事業		
事業の概要及び整備効果			
当該事業は、・・・・を目的に、・・・・			
工事内容			
当該工事は、上記〇〇整備事業（延長〇〇km）の内、〇〇kmを整備する工事であり、 主な工事内容としては、・・・ なお、〇〇工の施工においては、〇時～〇時まで片側1車線規制により・・・			
連絡先			
発注者		請負者	
〇〇地方整備局 〇〇事務所 〇〇課 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		株式会社△△建設 〇〇現場事務所 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	